

警報が発令された場合の対応について（変更）

赤の文字部分が追加されました。

吹田市に**暴風警報**、**レベル3大雨警報**、**レベル4大雨危険警報**

または**特別警報**が発令された場合は、以下の基準で休講とします。


判断基準	午前に授業の場合	午後に授業の場合
7:00 時点	休講	11:00 までに解除されたら 開講
授業開始時間までに警報発令	警報発令時点で休講となります。	

※受講中に上記警報が発令された場合には、その時点で使用を中止していただきます。ご了承ください。

令和8年5月29日より 気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました（特別警報の新設など）

 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます



↑ 休講のお知らせは、
こちらから確認ができます。